

岩警務第 6 号
岩生安第 1 4 号
岩刑事第 1 1 号
岩交通第 1 1 号
岩警備第 6 号
平成 1 9 年 3 月 1 日

保存	30年
廃棄	H50 . 1

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

岩 手 県 警 察 本 部 長

岩手県警察被害者連絡実施要領の制定について（例規）

近時の、捜査等に関する情報提供についての要望の高まりを踏まえて、岩手県警察被害者連絡実施要領を別添のとおり制定し、平成19年4月1日から施行することとしたので、確実な被害者連絡の実施に努められたい。

なお、岩手県警察被害者連絡実施要領の制定について（平成10年10月1日付け岩刑事発第89号他）及び岩手県警察被害者連絡実施要領の適正な運用について（平成14年8月7日付け岩刑事第116号他）並びに警察署地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領の制定について（平成8年8月23日付け岩生安発第132号他）は、廃止する。

岩手県警察被害者連絡実施要領

第1 目的

この要領は、身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件（触法少年事案を含む。）の被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）に対する捜査状況等についての連絡の確実な実施を期するため、連絡内容、連絡に係る体制等について定めることを目的とする。

第2 連絡対象者及び対象事件

1 連絡対象者は、次に定める身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件の被害者等とする。ただし、被害者が少年の場合には、原則として、その保護者に連絡するものとする。

2 身体犯とは、次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう。

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪であり、未遂を含む。）
- (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
- (3) 強盗強姦罪及び強盗強姦致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
- (4) 強姦罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
- (5) 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
- (6) 準強制わいせつ罪及び準強姦罪（刑法第178条の罪であり、未遂を含む。）
- (7) 集団強姦罪（刑法第178条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (8) 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
- (9) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。）
- (10) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。）
- (11) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (12) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂を含む。）
- (13) 人身売買罪（刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (14) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
- (15) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- (16) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (17) 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が1か月以上の重傷害を負ったもの
- (18) 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち、被害者の負傷の程度が1か月以上の重傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

3 重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件をいう。

(1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(3) 交通死亡事故等

- 前2号のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故（事故発生から30日以内に被害者が死亡した交通事故）及び人が3か月以上の傷害を負った事故
- (4) 危険運転致死傷罪に該当する事件

前3号のほか、危険運転致死傷罪（刑法第208条の2）に該当する事件

第3 連絡内容

連絡は、被害者等から事情聴取を行った捜査員等の事件担当捜査員（触法少年事案に携わる警察職員を含む。以下同じ。）が、被害者等に対して課係及び氏名を教示した上、被害者等の意向に反しない限り面接、架電等の方法により、次に掲げる項目について行うものとする。

1 刑事手続き及び被害者等のための制度

事件の認知時等、捜査の初期段階において、「被害者の手引」を交付した上で、刑事手続き及び被害者等のための制度についての連絡を行うものとする。

2 捜査状況（被疑者検挙まで）

(1) 身体犯の場合

ア 被害者死亡事件

被害の届出を受理した後、おおむね2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

イ ア以外の身体犯

被害の届出を受理した後、おおむね2か月を経過した時点で被疑者検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

(2) 重大な交通事故事件の場合

ア 死亡ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

イ ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

ウ 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪に該当する事件

事件の認知後、おおむね1か月を経過した時点で被疑者の送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

3 被疑者の検挙状況

(1) 逮捕事件の場合

被疑者を逮捕した場合は、逮捕後速やかに被疑者検挙の旨、被疑者の人定その他必要と認められる事項について連絡するものとする。ただし、否認事件、いまだ逮捕していない被疑者のいる共犯事件等において、逮捕後速やかに連絡を行うことが捜査に支障を及ぼす場合は、連絡による捜査への支障がなくなった段階で連絡を行うものとする。

なお、被疑者の身柄拘束中に余罪として送致した場合の連絡内容についても逮捕事件の場合と同様とする。

また、逮捕した被疑者を送致する前に釈放した場合は、釈放後速やかに釈放の旨及びその理由について連絡を行い、勾留（少年事件の場合の勾留に代わる観護の措置を含む。以下同じ。）が行われなかった場合には、釈放後速やかにその旨について連絡するものとする。

(2) 在宅送致事件の場合

被疑者を在宅で送致した場合は、送致後速やかに被疑者検挙の旨、被疑者の人定、事件を送致した検察庁（以下「送致先検察庁」という。）その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

なお、被疑者を逮捕したが、その後身柄を釈放し、在宅で送致した場合も同様とする。

(3) 少年事件の場合の特例

被疑者が少年の場合で、被害者に被疑少年の人定その他必要と認められる事項を連絡することにより被疑少年の健全育成を害するおそれがあると認められるときは被疑少年の人定等に代えてその保護者の人定等を連絡するものとする。

なお、被疑少年又はその保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後速やかに当該被疑少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

(4) 触法少年事案の場合

14歳未満の少年が、身体犯又は重大な交通事件事故を起こした場合で、児童相談所への通告等の犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第215条に定める「補導の措置」を行ったときには、事後速やかにその旨及び当該触法少年の保護者の人定その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

なお、触法少年の保護者の人定等を被害者に連絡したときには、連絡後速やかに当該触法少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

4 逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、勾留が行われた事件については、勾留期間満了後速やかに送致検察庁、処分結果（起訴、不起訴、処分保留等）、公訴を提起した裁判所（起訴の場合に限る。）その他必要と認められる事項について連絡するものとする。ただし、被疑者が少年の場合は、勾留期間満了後速やかに送致先検察庁及び送致した家庭裁判所について連絡するものとする。

5 連絡の際の配慮事項

(1) 被害者及びその関係者の素行、言動等により、被害者及びその関係者による被疑

者への報復の可能性が認められるなど、連絡を行うことが適当でないと思われる場合には、連絡を行わないものとする。

(2) 暴力団犯罪の被害者への連絡については、暴力団対策関係者等に対する保護対策要綱の全部改正について（平成7年3月8日付け岩刑事発第29号他）に基づく保護対策の実施との調整を図るものとする。

(3) 連絡の際には、被害者等に対して、被疑者（触法少年を含む。）及びその保護者（被疑者が少年の場合に限る。）のプライバシーの重要性について説明を行い、当該被疑者等のプライバシーに関する紛議事案が起こることのないよう配慮するものとする。

なお、少年事件の場合には、少年の健全育成の重要性について説明を行うとともに、触法少年事案の場合には、少年法（昭和23年法律第168号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨や刑法第41条による犯罪の不成立等についても説明を行い、少年の健全育成についての十分な配慮を行うものとする。

第4 連絡に係る体制等

1 被害者連絡責任者の指定等

(1) 署長は、事件の捜査（触法少年事案の調査を含む。以下同じ。）を担当する課（以下「署事件主管課」という。）の長（以下「署事件主管課長」という。）を被害者連絡責任者に指定するとともに、連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

(2) 高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の長（以下「高速隊長」という。）は、副隊長を被害者連絡責任者に指定するとともに、連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

2 被害者連絡責任者の任務等

(1) 署事件主管課長は、被害者連絡責任者として、当該課における連絡の実施状況を把握し、「被害者の手引」の交付等連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

また、署事件主管課長は、課において庶務的業務を行っている者1名を被害者連絡担当係に指定するものとする。

(2) 高速隊の副隊長は、被害者連絡責任者として、隊における連絡の実施状況を把握し、「被害者の手引」の交付等連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

また、高速隊の副隊長は、隊において庶務的業務を行っている者1名を被害者連絡担当係に指定するものとする。

3 被害者連絡経過票の作成管理

(1) 事件担当捜査員は、事件の認知時等、連絡を行ったときは、被害者連絡経過票（様式）を作成するものとする。

(2) 被害者連絡経過票は、署事件主管課及び高速隊において保管するものとする。

4 事件担当捜査員が不在の場合の被害者等からの問合せの対応

事件担当捜査員が不在時に、被害者等から問合せがあった場合は、確実にその旨を事件担当捜査員に引き継ぐこと。

第5 関係所属との連携

- 1 被害を認知した署又は高速隊（以下「被害認知所属」という。）と被疑者を検挙した所属（以下「被疑者検挙所属」という。）とが異なる場合の取扱い

連絡は、原則として、被害認知所属が担当するものとする。この場合において、被害認知所属と被疑者検挙所属が異なるとき又は被害を認知した署と被害者等の居住地を管轄する署（以下「被害者居住地署」という。）とが異なるときにあつては、関係所属において連携を密にし、確実な被害者連絡の実施に努めるものとする。

2 地域部門との連携

- (1) 身体犯及び重大な交通事故事件の事件担当捜査員は、被害者等に対し、不安感の解消と再被害の予防等のため、署地域警察官による訪問・連絡活動の希望を確認するものとする。
- (2) 被害者等が署地域警察官による訪問・連絡活動を希望した場合は、被害者連絡経過票にその旨記載の上写しを署地域課長に送付するなど、署事件主管課長及び署地域課長は、連携を密にし、確実な被害者連絡の実施に努めるものとする。この場合において、被害認知所属と被害者居住地署が異なるときは、関係所属の被害者連絡責任者を經由して、連携を図るものとする。
- (3) 被害者連絡経過票の写しの送付を受けた署地域課長は、地域課長代理又は企画指導係長のうち1名を被害者訪問担当係、被害者等の居住地を受持区とする地域警察官を担当警察官に指定するものとする。
- (4) 訪問・連絡活動は、原則として担当警察官が被害者等の住居を訪問し、被害者等と面接することにより行うものとする。ただし、女性の被害者等が女性警察官による訪問・連絡活動を希望する場合は、この限りでない。

3 被害者支援担当部門との連携

- (1) 被害者連絡責任者は、身体犯を認知したとき及び被害者等が犯罪被害者等給付金の支給申請を要望したときは、署の被害者支援を担当する課にその旨を連絡するものとする。
- (2) 事件担当捜査員は、署の被害者支援を担当する係員と緊密に連携して被害者等に対する支援活動を行うものとする。

第6 実施状況の報告

署長及び高速隊長は、被害者連絡実施状況について前月分を毎月10日までに、本部の事件の捜査を担当する課の長（以下「本部事件主管課長」という。）を通じて本部長に報告しなければならない。この場合において、本部事件主管課長は、その結果を各部の庶務担当課長に報告するとともに、各部の庶務担当課長は、部内の実施状況を取りまとめ、県民課長に通報しなければならない。

第7 その他

この要領に定めるもののほか被害者連絡について必要な事項は、別に定める。